

22 日獣発第 323 号

平成 23 年 2 月 3 日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会
会長 山根 義久
(公印及び契印の押印は省略)

韓国の口蹄疫及び宮崎県における高病原性鳥インフルエンザ の発生に伴う農林水産省の対応

今般、平成 23 年 1 月 24 日付け 22 消安第 8291 号及び 22 消安第 8292 号及
をもって農林水産省消費・安全局動物衛生課長から別添写しのとおり通知があ
りましたので、貴会関係者に周知方お願いします。

なお、このたびの通知は、①韓国における口蹄疫の発生拡大に伴い、畜産農
家に対する飼養家畜の異常の早期発見・通報、家畜管理者以外の農場敷地内出
入りの制限、消毒作業の再確認、放牧は当面の間舎飼いにする他、畜産関係者
等に対する韓国等口蹄疫発生国への渡航自粛等について、②宮崎県における高
病原性鳥インフルエンザの発生状況を踏まえ、先に依頼した農場への緊急立入
調査の際、改善が必要な農場を中心に再度、全家きん飼養農場に立入調査等を
実施し、必要な改善措置を徹底するとともに、発生農場においては、一部で防
鳥ネットに隙間・穴、鶏舎内でのねずみの確認、鶏舎内に入る際、靴底消毒の
みで農場内専用の衣服・履物の不備、鶏の飲用水が未消毒等、不適切な事項が
確認されていることから、基本に立ち返った飼養衛生管理について、それぞれ
各都道府県畜産主務部長あて指導の再徹底を求めたことについて、本会に対し
て家畜防疫の重要性を十分理解の上、本会会員等に対する周知とともに適切な
対応についての指導等が依頼されたものです。

本件内容の問合せ先

日本獣医師会事業担当 駒田

TEL 03-3475-1601



22消安第8291号
平成23年 1月24日

社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

韓国における口蹄疫の発生拡大に伴う防疫対策の強化について

このことについて、別添のとおり各都道府県畜産主務部長あて通知しましたので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき御協力方お願いします。

また、貴職におかれましては、家畜防疫の重要性を十分御理解の上、傘下会員各位等に対し周知されますとともに、適切な対応がなされるよう御指導方よろしくお願いします。

(写)

22消安第8291号

平成23年 1月24日

各都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

韓国における口蹄疫の発生拡大に伴う防疫対策の強化について

韓国における口蹄疫の発生状況については、これまでに、殺処分家畜頭数が200万頭を超え、韓国全土でワクチン接種を実施する状況となっており、引き続き、我が国の口蹄疫に対する警戒を強化する必要があります。

本日、新たに我が国に近い慶尚南道の養豚農場で口蹄疫の発生が確認されたことから、別紙により、動物検疫所に対しては水際検疫の強化を指示したところです。

各都道府県におかれましても、下記の事項について再度、指導の徹底をよろしくお願ひします。さらに、国内での本病の発生予防に万全を期すために、韓国での発生状況等について畜産関係者（畜産農家と接する耕種農家等を含む。）及び関係機関・団体に周知するようお願ひします。

韓国の発生情報等については、当省ホームページにて随時更新しておりますので適宜御活用ください。

URL : http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_fmd/korea.html

なお、貴部局におかれましては、我が国への本病の侵入防止のために、動物検疫所より協力依頼があった際には、空海港管理部局と連携し、水際検疫の強化について、円滑に進められるよう、ご協力いただきたく、よろしくお願ひします。

記

- 1 畜産農家においては、特に以下のことに留意すること。
 - ① 毎日、飼養家畜の健康観察を行い、異常の早期発見・早期通報に努めること。
 - ② 家畜の管理者以外の者の農場敷地内への出入りを制限し、家畜が外部の者と接触することを極力避けること。やむを得ず農場内に入場させる際には、海外渡航歴や他の農場への訪問履歴を確認し、問題の無い者のみの入場を許可するとともに、出入りの記録、農場専用の衣服への着替えや靴の履き替え等を徹底すること。
 - ③ 消毒作業の再確認を行い、踏み込み消毒槽についても適切な運用を図り、農場及び敷地内の効果的かつ効率的な消毒を実施すること。また、入退場者、入退場車両（運転席の足下等の車両内部を含む）について、出入りの記録の徹底を図ること。
 - ④ 放牧にあたっては当面の間、飼養の実情等を十分に踏まえ、実施可能な範囲で舎飼いとすなど十分に注意すること。

2 畜産関係者等においては、韓国等口蹄疫が発生している国への渡航を可能な限り自粛すること。また、それ以外の国を訪問する場合であっても家畜との接触は避けること。

やむを得ず口蹄疫等の発生国に渡航する場合は、帰国の際に到着した空海港の動物検疫所のカウンターに立ち寄り指導を受けること。

事 務 連 絡

平成23年1月24日

企画連絡室長 殿

消費・安全局動物衛生課

国際衛生対策室長

韓国における口蹄疫の発生拡大に伴う水際検疫の強化について

韓国から我が国への口蹄疫の侵入防止に万全を期す観点から、既に「韓国における口蹄疫の発生について(平成22年11月29日付け22消安第7123号,消費・安全局長通知)」により、韓国等からの入国者の靴底消毒を更に徹底すること等をお願いしているところである。

しかしながら、その後、韓国において口蹄疫の発生が拡大しており、今般、我が国へのフェリー直行便が就航している釜山港と隣接している慶尚南道においても発生が確認されたところである。ついては、水際検疫を一層徹底し、本病の侵入防止に万全を期するようお願いする。

特に、フェリーにより韓国から到着する車輛については、従来の消毒マットによる消毒に加え、国内での発生時に設置する消毒ポイントと同様、噴霧消毒を行うなど、水際措置を強化するとともに、車輛の運転手の靴底消毒についても遺漏なきよう対応をお願いする。



22消安第8292号
平成23年1月24日

社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

宮崎県における高病原性鳥インフルエンザの発生状況を踏まえた飼養衛生
管理の指導・徹底について

このことについて、別添のとおり各都道府県畜産主務部長あて通知しましたので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき御協力方お願いします。

また、貴職におかれましては、家畜防疫の重要性を十分御理解の上、傘下会員各位等に対し周知されますとともに、適切な対応がなされるよう御指導方よろしくお願いします。

写

22消安第8292号
平成23年1月24日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

宮崎県における高病原性鳥インフルエンザの発生状況を踏まえた飼養衛生管理の指導・徹底について

宮崎県における高病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）については、1月22日に開催された食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会第37回家きん疾病小委員会委員において、宮崎県における高病原性鳥インフルエンザ疫学調査チームが設置され、1月23日に同チームによる発生農場での現地調査が実施されたところです。

その調査結果の中で、防鳥ネットの設置、作業着・長靴の交換、飲用水の消毒の実施等の不備が指摘されました（別添1）。

「宮崎県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化について」（平成23年1月22日付け22消安第8272号農林水産省消費・安全局長通知。以下「監視体制強化通知」という。）において、緊急立入調査等の実施をお願いしたところです。既に配布済みの「高病原性鳥インフルエンザの発生を防止するために～飼養衛生管理チェック表とポイント～」（別添2）をもとに、下記の指導を再度徹底し、本病の発生予防及びまん延防止に万全を期すようお願いいたします。

記

- 1 「韓国における口蹄疫の発生に係る情報等の周知状況の確認及び家きん飼養農場への飼養衛生管理基準の指導について」（平成22年12月6日付け22消安第7279号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）及び監視体制強化通知に基づき、立入調査等を実施した結果、改善が必要な農場を中心に再度、全家きん飼養農場について、立入調査等を実施し、必要な改善措置の指導を徹底すること。
- 2 その際、今般の発生事例においては、
 - ① 一部の防鳥ネットに隙間・穴が確認されていること、
 - ② 聞き取りによれば、ねずみが鶏舎内で確認されていること、
 - ③ 作業者の農場内専用の衣服・履き物が設置されておらず、鶏舎内へ入る際の靴底消毒のみであったこと、
 - ④ 鶏へ給与される飲用水が未消毒であったことが確認されていること、等不適切な事項が確認されたことから、特に今まで指導を行ってきた基本的な飼養衛生管理について、基本に立ち返り、再度、指導を徹底すること。

発生農場に係る疫学調査チームの調査結果概要

(平成23年1月23日)

本日実施した現地調査の結果、以下のことを確認した。

第1例目について

- ① 死亡鶏は農場の入口に近い鶏舎で発見され、人及び物の出入りが多い場所であった。
- ② 従業員に最近の海外の渡航歴はなく、また、野鳥の飛来地を訪れたこともなかった。
- ③ 鶏舎ごとに踏み込み消毒槽を設置しており（消毒液は毎日交換）、鶏舎内と鶏舎外の2足の長靴を区分して使用していた。
- ④ 鶏への飲用水は、山のわき水を利用（未消毒）。
- ⑤ 防鳥ネットは比較的しっかり張られていたが、数カ所隙間・穴を確認。従業員によると、野鳥を鶏舎内で見たことはないが、ねずみは鶏舎内で確認されており、対策として鶏舎内で猫を飼養。
- ⑥ 発生農場の周辺について
農場は国道沿いの平地で、周囲は、雑木林、牧草地とらっきょう畑。従業員によると、周辺でカラス、ハト、スズメについては、良く見かけたが、カモ類は見かけなかった。

第2例目について

- ① 鶏舎への出入りは、靴の履き換え・作業着の交換はしておらず、靴底消毒のみ。
- ② 死亡鶏の収集は、1例目の発生農場の死亡鶏も扱っている業者。
- ③ 死亡鶏は、各農場が所有する車輛により団地入口の各農場共有の死亡鶏置き場まで搬出するため、搬出車両及び従業員の動線は交差。
- ④ 消毒薬等の資材置き場である倉庫は、各農場で共有。

養鶏農家・養鶏関係者の皆様へ

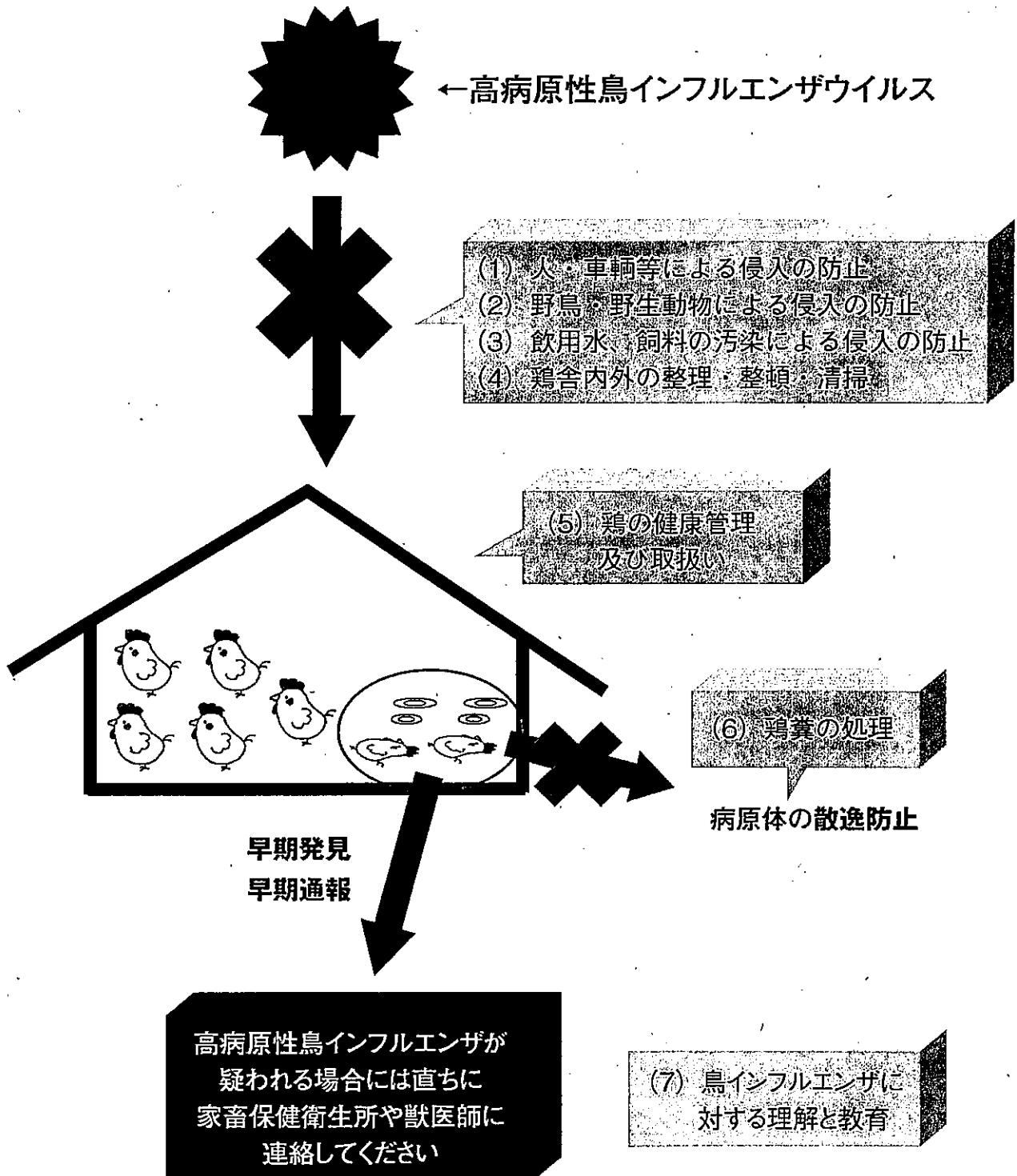
高病原性鳥インフルエンザの
発生を防止するために
～飼養衛生管理チェック表とポイント～



平成19年10月

社団法人全国家畜畜産物衛生指導協会

高病原性鳥インフルエンザの発生を防止するために



高病原性鳥インフルエンザの発生を 防止するためのポイント

(1) 人・車輛等による侵入の防止

- ・農場出入口：外来者の出入りを監視したり、外来車輛の消毒等を確認しましょう。
- ・鶏舎出入口：外来者の出入りは最小限度とした上で、衛生的な区画と非衛生的な区画を分離しましょう。
衣服等に伝播するのを防止できる構造にしましょう。
- ・鶏舎内：踏込消毒槽と手指消毒用手押し式消毒器または消毒薬噴霧器を設置しましょう。

(2) 野鳥・野生動物による侵入の防止

- ・鶏舎には2cm角以下の網目の防鳥ネットを上から覆うように、ゆったりと垂らすように張り、間隙を塞ぎましょう。また、破損が見つかったら、直ちに補修しましょう。
- ・防鳥対策と同様、間隙を塞ぎ、ネズミの侵入を防止しましょう。
- ・ネズミを見つけた場合、その侵入経路を見つけ、捕獲装置の設置、殺鼠剤の使用により駆除しましょう。
- ・鶏舎周辺、農場敷地周縁及び農場内道路へ消石灰を散布しましょう。
- ・鶏舎の中に入ったら、すぐに扉を閉めましょう。

(3) 飲用水・飼料の汚染による侵入の防止

- ・新鮮な水道水を使いましょう。(貯留したままにすると塩素濃度が低下します。)
- ・水道水以外を使用する際には、鶏が飲む時に遊離塩素濃度が0.1 ppm以上含まれるように調整を行い、濃度は定期的に確認しましょう。
- ・飼料タンク付近にこぼれ餌がないよう、常に清潔を保ちましょう。
- ・倉庫等は、鶏舎と同様に野鳥等の侵入防止及びネズミの駆除を徹底しましょう。

高病原性 鳥インフルエンザの 発生を防止するための ポイント

(4) 鶏舎内外の整理・整頓・清掃

- ・鶏舎内外の整理・整頓・清掃や鶏舎周辺の草刈りや木の伐採、電柱等の撤去により、ネズミや野鳥の繁殖場所をなくしましょう。

(5) 鶏の健康管理及び取扱い

- ・不健康な鶏は、病気に感染しやすくなります。健康な鶏を飼養するため、健康な鶏の導入や死亡鶏の適切な処理を行うことが重要です。
- ・鶏舎内の環境整備（適正な飼養羽数と良い換気）や鶏への適正な飼料の給与など一般的な飼養管理の向上に心がけることが重要です。

(6) 鶏糞の処理

- ・鶏糞は農場内で適切な水分管理をして十分に発酵させましょう。
（中心温度70℃以上）
- ・やむを得ず、農場外に持ち出す場合は、鶏糞から他の農場への病原体の拡散に注意しましょう。
- ・鶏糞処理施設には防鳥ネットを張りましょう。

(7) 鳥インフルエンザに対する理解と教育

- ・日頃から従業員の鳥インフルエンザに関する知識の習得に努めましょう。

〈飼養衛生管理チェック表〉

チェック項目	評価	備考	参照ページ
(1) 人・車輛等による侵入の防止			
ア 農場出入口			
ア) 農場への人・車輛の入場制限			
・農場出入口に門を設置し、常に閉めていますか			
・農場出入口に「部外者立入禁止」等の看板を設置していますか			
・入場車輛は指定された場所に駐車していますか			
イ) 入場車輛・物品の消毒			
・入場車輛の消毒を行っていますか			
・農場へ持ち込まれる物品を消毒していますか			
ウ) 農場専用衣服等への更衣			
・更衣場所は、交換前の衣服等の汚れが農場専用の衣服等へ付着しないような構造になっていますか			
・農場内専用の衣服、履物等は清潔に保たれていますか			
・農場入場者は農場内専用の衣服、履物等に着替えていますか			
エ) 消毒槽の設置			
・更衣場所の入口・出口に踏込消毒槽を設置していますか			
・消毒槽の消毒液は毎日交換していますか			
イ 鶏舎出入口			
ア) 部外者の入場制限			
・部外者の鶏舎への入場は禁止していますか			
イ) 鶏舎専用の衣服等への更衣			
・更衣場所は、鶏舎外の汚れが鶏舎内へ持ち込まれないような構造になっていますか			
・鶏舎入場者は鶏舎内専用の衣服、履物等に着替えていますか			
・鶏舎内専用の衣服、履物等は清潔に保たれていますか			
ウ) 消毒槽の設置			
・更衣場所の入口に踏込消毒槽を設置していますか			
・消毒槽の消毒液は毎日交換していますか			
エ) 器材等の洗浄・消毒			
・鶏舎内へ持ち込まれる器材等は洗浄・消毒していますか			
ウ 鶏舎内			
鶏舎内での消毒			
・鶏舎毎の鶏舎入口に踏込消毒槽を設置していますか			
・消毒槽の消毒液は毎日交換していますか			
・各鶏舎内に手指用の消毒器を設置していますか			
(2) 野鳥・野生動物による侵入の防止			
ア 防鳥ネット・金網を以下の場所に設置していますか			
・鶏舎			
・袋詰め飼料などを保管する倉庫			
・鶏糞処理施設			
・防鳥ネットの網目は2cm以下ですか			
・防鳥ネット等は上から覆うように、ゆったりと垂らすように張っていますか			
・防鳥ネットは破損が見つかったら、直ちに補修していますか			
・防鳥ネット等と屋根・柱の境等の小さな隙間を塞いでいますか			
イ ネズミの駆除			
・防鳥対策と同様に隙間を塞いでいますか			
・ネズミの侵入経路を確認していますか			
・捕獲装置や殺鼠剤などにより駆除していますか			

飼養衛生管理チェック表

チェック項目	評価	備考	参照ページ
(2) 野鳥・野生動物による侵入の防止 (つづき)			
ウ 鶏舎・農場周辺の消石灰散布			
・鶏舎周辺や農場敷地周辺へ定期的に2~3m幅で消石灰を散布していますが			
エ 鶏舎入場後の閉扉			
・鶏舎の中に入ったら、すぐ扉を閉めていますか			
(3) 飲用水、飼料の汚染による侵入の防止			
ア 飲用水の汚染防止			
・新鮮な水道水を使用していますが(貯留したままにすると塩素濃度が低下します)			
・水道水以外を使用する場合、塩素の調整及び定期的な濃度点検を行っていますか			
イ 飼料の汚染防止			
・飼料タンク付近にごぼれ餌がないよう常に清潔にしていますか			
・倉庫は、鶏舎と同様に野鳥等の侵入防止を徹底していますか			
・倉庫は、鶏舎と同様にネズミの駆除を徹底していますか			
(4) 鶏舎内外の整理・整頓・清掃			
・鶏舎内外の整理・整頓・清掃を定期的に行っていますか			
・鶏舎周辺の草刈りや木の伐採、電柱などの撤去を行っていますか			
(5) 鶏の健康管理及び取扱い			
ア 導入鶏の健康確認			
・導入鶏の健康を確認していますか			
イ 死亡鶏の取扱い			
・死亡鶏は毎日取り出し、羽数を記録していますか			
・死亡鶏の羽数が異常な場合、直ちに家保に届け出ていますか			
・死亡鶏はポリ容器や厚手のビニールに入れてありますか			
・死亡鶏は専門業者に処理委託していますか			
ウ 出荷鶏の引き渡し			
・出荷鶏は指定の場所で処理業者に引き渡していますか			
エ 家保等への連絡			
・鳥インフルエンザが疑われた場合には、直ちに家保や獣医師へ連絡していますか			
オ 鶏の抵抗力の向上			
・良好な鶏舎環境や適正な飼料給与など一般的な飼養管理の向上に心がけていますか			
・他の疾病の予防のための適正なワクチン接種をしていますか			
(6) 鶏糞の処理			
・鶏糞は農場内で発酵により処理していますか			
(やむを得ず未処理の鶏糞を農場外へ持ち出す場合は)			
・運搬車輛からのこぼれ防止をしていますか			
・ホコリの飛散防止をしていますか			
・タイヤの洗浄・消毒を徹底していますか			
・専用の衣服等を着用していますか			
(7) 従業員の知識習得			
・日頃から従業員の鳥インフルエンザに関する知識の習得に努めていますか			

注：評価欄
 ・適正に行われている場合 ○
 ・適正に行われていない場合 ×
 ・行う必要がない項目 :-

社団法人全国家畜畜産物衛生指導協会

〒113-0034 東京都文京区湯島 3-20-9 緬羊会館内
TEL 03 (3833) 3861 FAX 03 (3833) 3864